

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>富士見市鶴馬二丁目三〇七四番 一〇地先から同市鶴馬二丁目三〇七四番九地先まで</p>		区間
<p>一一・二二三 二一・五八</p>	<p>九・七一 一六・七九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三二・二二</p>		延長 (メートル)
<p>交差点改良工事による</p>		備考